

韓国の「村の森」の概念と現況

張 美娥（大韓民国：社団法人生命の森／専門委員）

1. はじめに

本稿では、韓国の天然記念物として新しい取組の一つである「村の森¹⁾」を取り上げ、その概念と現況について論じる。

韓国には現在500ヶ所にも及ぶ「村の森」がある²⁾といわれる。「村の森」は、古記録に林藪・洞藪・邑藪などと記され、現地ではスプ・水口マギ（水口塞）・スプジェンイなどと呼ばれている。このように様々な呼び方を総括する意味で「村の森」という言葉が1990年代に提案され³⁾、それ以後、主に地域に残るものに対して「村の森」と呼ぶようになった。

「村の森」は、人々の暮らしに関わって生活の場の周辺に形成された林⁴⁾であり、特別な目的や用途などをもって造成または管理されてきた森⁵⁾である。それらは、長い間、村民によって保護されてきた特徴があり、現在もその伝統が続いている。「村の森」の歴史は、韓半島の三国時代⁶⁾にも遡るといわれ、現存するもののなかには、約500年～600年の歴史を持つものも多い。

1970年代に始まった経済発展事業によって「村の森」は農耕地や道路などに開発され、数多くの森が失われてきた。また、農村における人口激減・高齢化によって「村の森」の管理まで手が回らず、天然林のように鬱蒼として、その本来の姿は衰退するようになった。

以上のように「村の森」は消滅しつつあるが、1990年代から大気汚染の深刻化による都市部内の緑地拡充政策の影響を受けて学問的・社会的関心が高まった。学問的には歴史的緑地文化の一つとして多くの論文が出され、また生物多様性や生態系機能などの研究対象としても注目されてきた。2000年代には民間団体⁷⁾が自然保護の一環として「村の森」の保全運動を始めた。

そのような流れのなかで、文化財庁では2003年に「村の森」の文化財指定のための政策的な取組として、『村の森に関する文化財資源調査』を推進してきた。この調査は、2006年まで4年間継続され、多くの「村の森」の現況が明らかにされたが、こく一部を除いて文化財指定までには至っていない。

近年「村の森」は土地利用の変化に伴う消失が多いことから、現在のところ、文化財としての保護が有効といえるが、個人財産権の制限のため地域住民の反対が激しく、その指定は活発な状況とはいえない。

一方、山林庁では2004年から「緑色基金」を設けて「村の森」の復元事業を行っている。その内容は非常に実効的なもので、公募や推薦などを通じて復元対象になる「村の森」を選定し、森の整備や植樹などを行っている。

2. 「村の森」とはなにか

「村の森」は上述したように人々の生活の場の周辺にある目的を持って形成されたものである。

「村の森」の形成は、村民が防風林や保安林などの目的で人工的に植林した場合と、天然林を農耕地に開拓せずに、森の整備や部分的植林などを施して形成したものがある。それらは、村民によって森が維持できるよう代々管理されてきた。

2003年に文化庁が刊行した報告書⁸⁾には「村の森」をその機能や用途によって6つに分類している。その類型は、「城隍林」・「護岸林」・「魚付林」・「防風林」・「補害林」・「歴史林」である。

「城隍林」は、村を守る神々を祭る城隍堂の周りに形成された森である。その森は、人工的に植林されたものと、自然に形成された森に対して境域を定め保護したものがある。

「護岸林」は、村の周りに流れる川に堤防を築き、そこに土固めのために植林したものである。「魚付林」は、主に海岸に造成されるもので魚群誘致や漁場保護などを目的で植林したものである。

「防風林」は、冬場の冷たい北風や夏場の台風などの風害を防ぐために設けた森である。「補害林」は、風水地理論に基づく村の地形的欠陥を補うために設けられた森のことである。「歴史林」は、村に伝わる伝説などに関わる森のことである。

一方、山林庁の国立山林科学院の報告書⁹⁾には、「堂

山林（城隍林）」・「學術林」・「景觀林」・「風致林」・「防風林」・「護岸林」などに分類されている。

「村の森」はそれが位置する場所、すなわち村における空間的位置がある程度決まっているという特徴がある。



図－１．城隍林の例（江陵市邱井面邱井里）



図－４．防風林の例（江原道春川市神銅洞）



図－２．魚付林の例（慶尙南道南海郡三東面勿巾里）



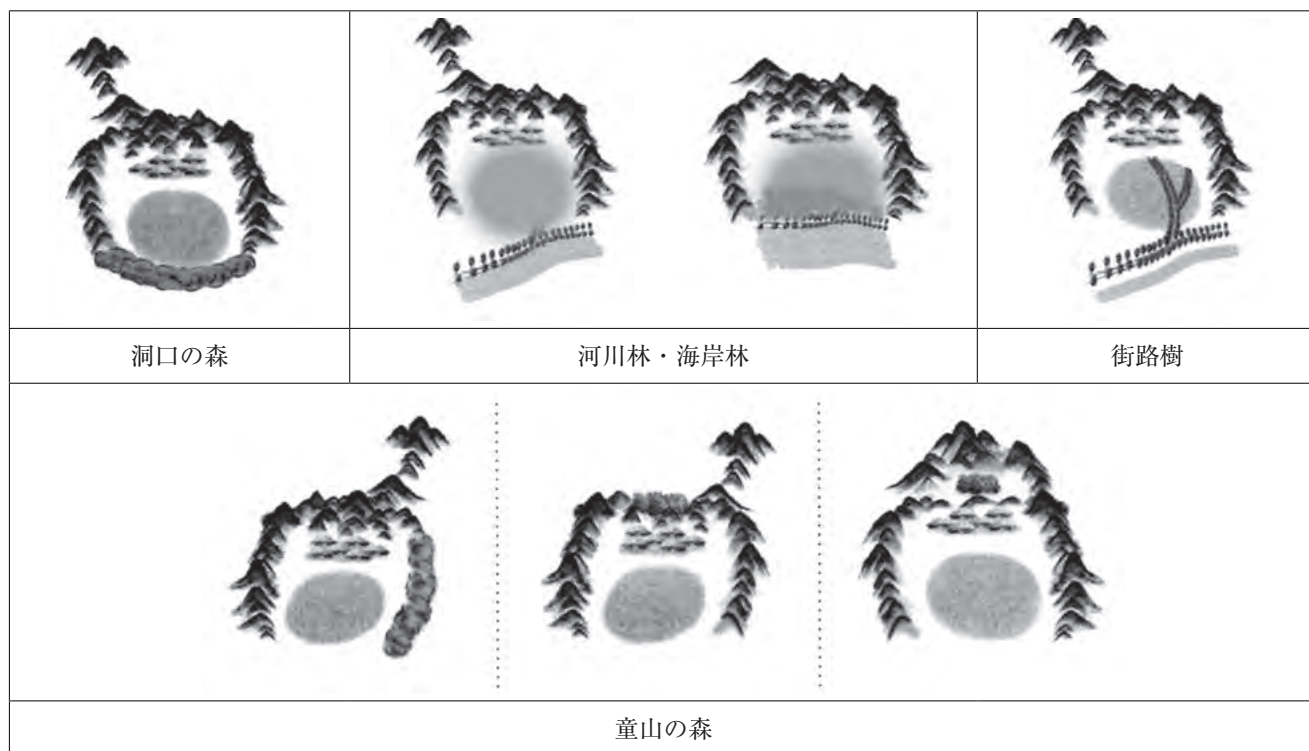
図－５．補害林の例（慶尙南道固城郡馬巖面章山里）



図－３．護岸林の例（全羅南道和順郡同福面蓮屯里）



図－６．歴史林の例（慶尙南道咸陽郡咸陽邑大德里）



図－7. 「村の森」の位置（※図版出典：社団法人「生命の森」リーフレット）

3. 「村の森」の文化財指定現況

韓国の文化財として指定されている「村の森」の大部分は天然記念物/植物/樹林地のなかに入っている。天然記念物は現在総計419件数であり、そのなかで植物が62%である259件数指定されている。

天然記念物の植物は5つに細分されている。それらは老巨樹・樹林地・珍貴植物・自生地・分布限界地などに分けられている。そのなか樹林地は総計46件数、樹林地のなかで「村の森」は20件数指定されている（表－1・2・3参考）。現在、文化財として指定されている「村の森」は、現存する「村の森」に比べてごく一部である。

表－2. 天然記念物における植物分野の指定現況
(2011年8月17日現在)

区 分	指定件数	計
老巨樹	168 (65%)	259 (100%)
樹林地	46 (18%)	
珍貴植物	19 (7%)	
自生地	13 (5%)	
分布限界地	13 (5%)	

表－1. 天然記念物の指定現況 (2011年8月17日現在)

植物					動物										地質				天然保護区域			計
259 (62%)					76 (18%)										73 (17%)				11 (3%)			419 (100%)
老巨樹	樹林地	珍貴植物	自生地	分布限界地	棲息地	渡来地	繁殖地	鳥類	哺乳類	魚類	昆虫類	爬虫類	海洋動物	飼育動物	地形・地質	化石	天然洞窟	岩石	山岳	海洋	島嶼	
168	46	19	13	13	9	6	14	26	7	4	3	1	2	4	30	20	18	5	4	2	5	

表－３．天然記念物（樹林地）として指定されている「村の森」

番号	指定番号	指定名所	所在地	指定日	規模	分類	造成時期	植生	樹齢
1	029	南海彌助里 常緑樹林	慶尙南道南海郡彌助 面彌助里	1962.12.07	3,441 m ² (1,042坪)	防風林・ 魚付林	未詳	タブノキ・カゴノキ・ヤ ブニッケイ・モチノキ・ サカキなど	100年 以上
2	040	莞島禮松里 常緑樹林	全羅南道莞島郡甫吉 面禮松里	1962.12.07	58,486 m ² (17,723坪)	防風林・ 魚付林	約300年 前	アカガシ・ウラジロガ シ・タブノキ・スダジ イ・ツバキ・クスノキ・ ハマビワ・ネズミモチ・ ハマヒサカキ・オオハグ ミなど	100年 以上
3	082	務安清川里 エノキ・イ ヌドクサ林	全羅南道務安郡青溪 面清川里	1962.12.07	11,969 m ² (3,626坪)	防風林 補害林	約500年 前	エノキ（約60株）・イヌ ドクサ（約20株）・ケヤ キ（3株）	約500年
4	093	原城城南里 城隍林	江原道原州市神林面 城南里	1962.12.07	63,877 m ² (19,360坪)	城隍林	約100年 前	オニメグスリ・ハリギ リ・コナラ・ミズキ・ア ムールシナノキ・ヤチダ モ・エゾノウワミズサク ラなど	約100年
5	108	咸平郷校里 ケヤキ・エ ノキ・イヌ ドクサの林	全羅南道咸平郡大洞 面郷校里	1962.12.07	14,917 m ² (4,520坪)	補害林	約400年 前	エノキ（10株）・イヌド クサ（52株）・ケヤキ（15 株）・ムクノキ・クロマ ツ・ハリエンジュ	約350年
6	150	南海勿巾里 防潮魚付林	慶尙南道南海郡三東 面勿巾里	1962.12.07	25,091 m ² (7,603坪)	防風林・ 魚付林	約300年 前	ヤマモモ・タブノキ・ア カメヤナギ・ウリノキ・ ダンカウバイ・ヒトツバ タゴ・ヌツデなど	約300年
7	241	海南緑雨壇 カヤ林	全羅南道海南郡海南 邑蓮洞里	1972.08.02	29,700 m ² (9,000坪)	補害林	約500年 前	カヤ単純林	約500年
8	309	釜山龜浦洞 堂林	釜山広域市北區龜浦 洞	1982.11.09	1,286 m ² (389坪)	城隍林	未詳	エノキ・アカマツなど	約500年
9	339	莞島美羅里 常緑樹林	全羅南道莞島郡所安 面美羅里	1983.08.23	26,097 m ² (7,908坪)	防風林・ 城隍林	未詳	クロマツ・スダジイ・ク リ・ネズミモチ・タブノ キなど	100年 以上
10	340	莞島孟仙里 常緑樹林	全羅南道莞島郡所安 面孟仙里	1983.08.23	9,628 m ² (2,917坪)	防風林・ 魚付林	未詳	ツブラジイ・アカガシ・ ヤブニッケイ・ヒサカキ など	100年 以上
11	374	濟州坪垈里 カヤ林	濟州道北濟州郡舊左 邑坪垈里	1993.08.19	448,165 m ² (135,807坪)	城隍林	未詳	カヤ単純林 (約2,600株)	約300～ 600年
12	375	濟州納邑里 暖帯林	濟州道北濟州郡涯月 邑納邑里（錦山公園 内）	1993.08.19	34,000 m ² (10,303坪)	城隍林	未詳	タブノキ・ヤブニッケイ・ アカガシ・アオキ・サン ゴジュ・ツバキ・ツブラ ジイ・ヤブコウジ・キツ タ・テイカカツラなど	100年 以上
13	403	星州京山里 城外林	慶尙北道星州郡星州 邑京山里	1999.04.06	38,944 m ² (11,801坪)	補害林	約500年 前	アカメヤナギ (59株)	約300～ 500年
14	404	永川慈川里 五里長林	慶尙北道永川市華北 面慈川里	1999.04.06	69,647 m ² (20,958坪)	防風林・ 護岸林・ 城隍林	約500年 前	アベマキなど (12種280株)	約350年
15	405	義城沙村里 横林	慶尙北道義城郡點谷 面沙村里	1999.04.06	37,164 m ² (11,261坪)	防風林	約600年 前	クスギ・ケヤキ・エノキ など（10種500余株）	約300～ 600年
16	469	醴泉金塘室 松林	慶尙北道醴泉郡龍門 面上金塘里	1906.03.28	21,864 m ² (6,625坪)	防風林・ 護岸林	未詳	アカマツ単純林	約30～ 300年
17	473	安東河回村 萬松亭林	慶尙北道安東市豊川 面河回里	1906.11.27	145,219 m ² (44,005坪)	補害林	約400年 前	アカマツ単純林	約200年
18	476	英陽倣土村 ハリゲヤ キ・ノニレ の林	慶尙北道英陽郡石保 面倣南里	1907.02.21	18,594 m ² (5,634坪)	防風林・ 護岸林・ 城隍林	約400年 前	ハリケヤキ・ノニレ	100年 以上

番号	指定番号	指定名所	所在地	指定日	規模	分類	造成時期	植生	樹齢
19	480	寶城全日里 エノキ林	全羅南道寶城郡會泉 面全日里	1907.08.09	799 m ² (242坪)	防風林・ 補害林	約400年 前	エノキ単純林（19株）	約200～ 400年
20	514	盈徳道川里 道川林	慶尙北道盈徳郡南亭 面道川里	1909.12.30	19,064 m ² (5,776坪)	補害林・ 城隍林	約400年 前	ケヤキ・チョウセンミズ キ・ハリケヤキ・ヒトツ バタゴなど	約400年

4. 「村の森」の事例－醴泉・金塘室の松林

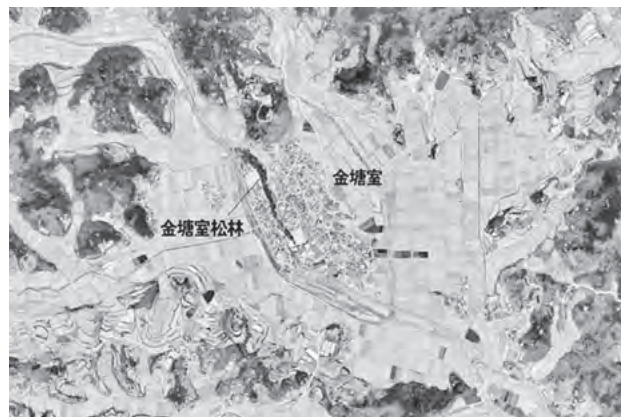
ここに具体的事例として紹介する「村の森」は、2006年3月28日に天然記念物第469号として指定された「醴泉・金塘室の松林」である。

金塘室松林は、韓国・東南部の慶尙北道醴泉郡龍門面に位置している。そこは、世界文化遺産に登録された河回村・良洞村から近く、儒教的伝統が強く残されている村である。2000年から始まった『慶尙北道儒教圏整備事業』の対象地に選ばれ、古宅や石／塀小路などが整備された。金塘室は、家々や町並み、周辺の山川、松林などが調和した非常に美しい村である。

金塘室は、四方が海拔高度300～850m程度の山に囲まれた盆地である。山の谷から発源された大きい河川を中心に、慶尙北道では珍しい大平野地帯が広がっており、古くから経済的に豊富な地域である。

金塘室は、今から600年前の15世紀初頭に、文献という人が開拓し、文献の孫・文柳磐の婿である朴從鱗(1496～1553)と邊應寧(1518～1586)が住み始めてから、文・朴・邊の後孫が繁盛し、大きな村が形成されたと伝える。

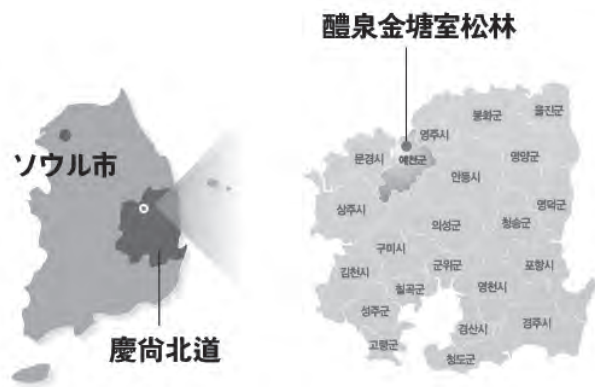
金塘室は、朝鮮時代の太祖（1代目の王）が新都地として全国から選んだ「十勝地¹¹⁾」の1つであったと記録されている。「十勝地」とは、戦争や天災地変などの被害を受けない安心できる地域のことで、実際に金塘室は一度も戦火の被害を受けてないことで有名である。



図－9. 醴泉・金塘室松林の衛星写真



図－10. 金塘室の全景と松林



図－8. 醴泉・金塘室松林の位置



図－11. 金塘室松林の全景



図－12. 金塘室松林の1938年度全景



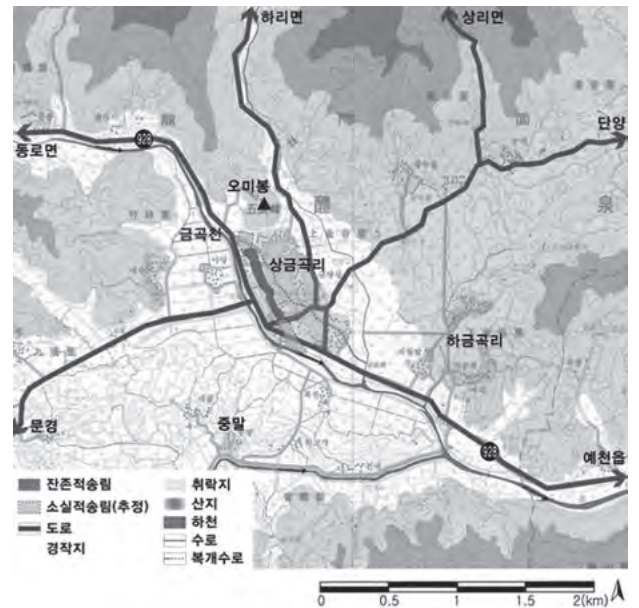
図－13. 金塘室松林の2005年の全景



図－14. 松林内部



図－15. 松林外観



図－16. 金塘室の周辺地形と松林の位置

これによって、全国から人々が集まり、100年前までは人口1万8千人を超える大きな町であったが、現在はわずかに500人が住む平凡な村になり、その大部分は高齢人口である。

金塘室という地名は、前述の朴從鱗と邊應寧の命名によるものである。金塘室の「金」は、村近くの河川から砂金が採集されていたことによるものであり、「塘」は金塘室の地形が風水論でいう「蓮花浮水形」に該当することから蓮花が咲く意味の「塘」を付して、「金塘室」としたと伝えられている。

金塘室は、朝鮮時代の伝統家屋と迷路のような石塀小路が蛇行して続く韓国の伝統村の様子をよく残している数少ない村である。また、朝鮮時代の両班（ヤンバン）文化を守ってきたところとしても有名である。

金塘室に残る伝統建造物としては、「金谷書院」、朴氏の入郷祖・朴從鱗の祭室である「追遠齋」、邊氏の入郷祖・邊應寧の祭室である「四槐堂」のほか、朝鮮時代中期の高位官僚・金賓の邸宅である「伴松齋」など、数多くの古宅が位置している。

以上の伝統建造物は『慶尚北道北部儒教圏事業』によって整備され、民宿や伝統生活体験・伝統礼法教育などの場として活用されている。

古宅には空き家は少なく、大部分は子孫が住み続けており、それ以外の場合であっても、賃貸していたり、管理人が住んでいたりと、管理状態は良好である。



図－17. 金谷書院



図－21. 進士堂



図－18. 追遠齋



図－22. 進士堂の内棟（アンチェ）



図－19. 四槐堂



図－23. 清谷堂の舎廊棟（サランチェ）



図－20. 伴松齋



図－24. 屏岩亭

金塘室から南東側に1 km離れた亭子山には屏岩亭が位置する。その亭子は、19世紀末金塘室に落郷してきた法務大臣・李裕寅が村の中に99間にも及ぶ大邸宅を建てたあと亭子山の絶壁上に造営したものである。屏岩亭の下には、金塘室の西境をなす金谷川が流れて来て沼をつくり、名勝をなしている。かつては、この辺まで金塘室の松林が続いていたとされる。

金塘室の松林は、村の西境をなす金谷川と並行する形で北西から南東に向けて帯状に造成されている。松林を構成する樹木の樹齢は、最古のものが約300年、近年補植されたもので30年ほどである。

金塘室の松林の文化財指定区域は21,864 m² (6,625坪)で、そのうち樹林の生育空間の面積は約15,000 m² (4,545坪)である。現在の規模は、延長500 m、幅30～40 mであるが、1938年出版された文献¹²⁾によると、延長800 m、幅30～50 mと記されている。村の形成初期には、村の北側にある五美峰から南東側の亭子山まで約2 kmにわたってつながっていたとされる。

口伝によると、金塘室の松林は、冬季の冷たい風を防ぐ防風と、夏季に金谷川の氾濫被害を緩和して家屋の浸水防止や水田保全などを目的として造成されたとされており、また、水口マギ（水口塞）であるとされる。水口マギとは、村の幸運が村の外へ抜けないようにするものであり、樹木や樹林、石塔などをもって水口マギにするところが多い。金塘室松林は、樹林を造成して水口マギとする好例である。

金塘室松林は、村の形成初期に造成されて400年以上守られてきたが、1892年に起こった歴史的事件によって伐採されるようになった。村民が神聖な境域として崇める五美峰を、政府と金鉱採掘契約を結んだロシア鉱山会社が、金の採集のため山を崩し始めた。それに驚いた村民たちが鉱山会社の従業員らと衝突し、従業員2人が死亡する事件が起こった。死亡した2人の賠償金を村民が共同で支払うことにしたが、費用充当には松林の大木を伐採・売却するしかなかった。そのため、数百年も守られてきた松林の姿が消えるようになったのである。

その後、京城から落郷していた楊州大監・李裕寅が「四山松契」を結び、松林を復原することを提案した。彼は自ら大金を出し、村民と一緒に力を合わせて樹林を造成し始めた。残存する松の幼木を保護し、新しい松を植え、樹林を形作ってから現在まで、金塘室松林は規模を縮小しつつも、良好な状態を維持しながら守られている。

また、金塘室松林は、村民の端午やお盆などの節句の行事の場として、また日常生活における休憩の場、親睦会の場など、色々と活用されてきた。

今日、金塘室松林の規模は1／4程度に縮小されたが、2006年に天然記念物として国家指定された。指定後には、醴泉郡が管理保護を担当し、松林の病虫害管理や枯木除去、後継木の植樹などを行っている。

醴泉郡が管理保護を担当してから、村民の自発的管理参加がなくなり、それに伴って村民の松林に関する関心も薄くなっている。村民の高齢化による人口減少と、新しい帰農人口の流入などで村の構造が変化していく今日、村の歴史と文化のなかで生き続けてきた「村の森」の価値が後代に継承され難くなっている。その原因の一つは、醴泉郡が行政上の便利を図るため形式的に管理保護を行い、松林に対する村民の意見聴取や管理参加への誘導などをまったく行われていないことが上げられる。

「村の森」は、管理主体としての村民が彼らの生活のなかで持続的に関係を持ちながら新しい伝統を作っていくことで、その価値が生き残る。

今後、文化財指定後の行政中心の管理体系を改善していくことが必要である。

【註および文献】

- 1) 「村の森」は、ハンゲルの「マウルスプ」を著者が直訳したものである。「マウルスプ」の「マウル」は「村」の意味であり、「スプ」は「林」あるいは「森」の意味をもつ（英語ではgroveの意味）。
- 2) 李道元ほか3名（2007）：『伝統的村の森の生態系サービス』、ソウル大学出版部、p.p.43-45
韓国における「村の森」に関する総合的調査研究は、現在山林庁の国立山林科学院と国立ソウル大学校の環境研究所が共同で進行している。来年にその結果をまとめる予定である。
- 3) 「マウルスプ」の言葉が本格的に使用されるようになったのは、1994年出版された『マウルスプ－韓国伝統部落の堂スプ（堂林）と水口マギ（水口塞）』（金学範・張東洙共著）からである。その前、1980年代から論文などで「マウルスプ」という言葉が使われている。
- 4) 森と林の違いは、その形・立地・管理などの側面でその意味が異なるが、ハンゲルの「スプ」は森と林の意味を合わせ持っている。このことから、本文では、森と林を混用することにする。
- 5) 「村の森」には、人工的に植林して造成したものと、天然林をある目的に合わせて形造ったものがある。
- 6) 高句麗・百濟・新羅が並立していた時代である。B.C. 3世紀または2世紀に国家として成立し、A.D.668年、新羅によって統一された。
- 7) 代表的な民間団体として「(社) 生命の森」が挙げられる。特に「村の森」については復元事業も行っている。
- 8) 文化財庁（2003）：『村の森における文化財資源調査研究報告書』、ソウル、p.p.4-5
- 9) 林業研究院（1995）：『韓国の伝統生活環境保全林』、ソウル、山林庁。林業研究院は2004年国立山林科学院に改称した。
- 10) 村を囲む小山のことを童山または東山という。
- 11) 「十勝地」は、普通名勝地として風光がもっとも優れたところを指す言葉であるが、風水論という地気のよい場所を指す言葉としても使われる。ここでは、後者の意味をもつ。
- 12) 朝鮮総督府（1938）：『朝鮮の林藪』、京城